

出産をした保護者のみなさまへ

水戸市福祉事務所長

ご出産おめでとうございます。また、日ごろより水戸市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

保育所にすでに入所中の児童がいる方が出産をした場合、以下のいずれかの手続きが必要になります。確認のうえ、速やかに手続きをしてください。

● 産休のみで職場復帰する方

入所中の児童はそのまま継続できます。新たに出生した児童の申込み書類を、子ども課窓口で早めに取りに来てください。出生した児童が別の保育施設（事業所内託児所や認可外の保育施設等）を利用する場合には、子ども課へ御連絡ください。職場への復帰を確認させていただきます。

● 職場に申請して育児休業を取得する方

育児休業を取得する場合は、すでに入所中の児童についても、保育所を退所して家庭での保育となります。

ただし、育児休業が産後1年以内であって、児童福祉等の観点から必要と認められる場合には、育児休業中の継続入所ができます。また、育児休業に係る児童（新たに出生した子）が1歳に達する日において、すでに入所中の児童が4・5歳児として在籍している場合には、育児休業の期間終了まで継続入所できます。

★ 水戸市以外の市町村の保育所に入所（広域入所）している方につきましては、各市町村によって取扱いが異なりますので、お問合せください。

①一旦退所して、育児休業明けに再入所を希望する方

退所届を提出するときに「保育所再入所申込み予定届」（子ども課窓口にあります）を提出すると、再入所時の優先度が高くなります。（※育児休業を取得する方のみ提出できます。産後2か月までに手続きしてください。）

②育児休業中の継続入所を希望する方

子ども課の窓口で申請が必要です（申請書は子ども課窓口にあります）

- ・ 育児休業期間の承認を証明する辞令等の写し（勤務先から発行されるもの）
 - ・ 育児休業取得証明書（勤務先が記入するもの）※保育所または子ども課にあります
- } いずれかを
持参してください

★申請後、継続入所が認められた場合は、承諾通知書を送付いたします。

★水戸市以外の市町村の保育所に入所している方は、御相談ください。

裏面に続きます

● 勤務先を退職した方

しばらく就労する予定がない方は、産後2か月を迎える月で退所となりますので、退所届けを提出してください。再就職先の内定がある場合には、就労(見込)証明書を提出してください。

求職活動をする方は、御連絡ください。産後2か月は体調の回復に専念していただけますが、その後おおむね2か月を超えて就労開始とならないときは、保育の実施は解除されることがあります。

● 自営業の方

仕事に復帰するまでに2か月以上の期間がある方は、一旦退所していただきます。継続入所を希望する場合には、「保育にあたれないこと」を確認させていただきます。職種により状況が異なりますので、子ども課までご連絡、ご相談ください。

● 就労以外の理由（傷病、障害、介護等）で入所している方

新たに出生した児童の入所申込みをする場合は、子ども課窓口で早めに書類を取りに来てください。申込みしない場合は、児童の保育状況について確認させていただきますので、御連絡ください。

問合せ先

水戸市中央1-4-1

水戸市役所 子ども課 保育所係

TEL 029-224-1111

内線279・566

